

山口大学の内部統制体制について

山口大学では、業務方法書に規定した「内部統制に関する基本事項」に基づき、「内部統制システム」を運用しています。

○実施体制

・モニタリングの実施

山口大学では、各部局における自己点検（1次モニタリング）、総括担当部における各部局へのチェックリスト等での点検・ヒアリング（2次モニタリング）及び内部監査室が実施する内部監査（3次モニタリング）の3つのモニタリングを実施しています。

・モニタリング結果等の情報共有

業務方法書に記載するリスク管理等の内部統制に関する事項について、協議及び情報を共有するために、学長、理事、特命理事及び各キャンパスの事務部長（総務企画部長・医学部事務部長・工学部事務部長）で構成する内部統制会議を毎月開催しています。

モニタリングの結果は、内部統制会議に報告され、問題点があれば、要因の分析や改善策について協議を行い、その結果（検討状況・改善指示等）について部局長会議等を通じ学内全体で情報共有する体制を構築しています。

・監事監査の実施

山口大学では、組織業務に精通した常勤監事1名及び会計業務に精通した非常勤監事1名の2名体制で、本法人の業務及び会計について監事監査を行っています。

「国立大学法人山口大学監事監査規則」において、「監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席して意見を述べることができる」と規定しています。

前述の会議の他にも部局長会議や内部統制会議等に出席しており、これらの会議を通して、教育研究や社会貢献の状況、法人の内部統制機能等、法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて、独立した立場で自由に意見を述べることで、本法人のガバナンスの一翼を担っています。

○「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況の確認

「国立大学法人ガバナンス・コード」は、国立大学が特性を踏まえた取り組みを実施し、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するとともに、経営の透明性を高め、自ら強靭なガバナンス体制を構築していくための基本原則で、令和元年度に一般社団法人国立大学協会が文部科学省、内閣府の協力を得て策定したものです。

山口大学では、中期計画において、学長のリーダーシップのもとで、「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況を自主的、継続的に確認・点検することで強靭なガバナンス体制を構築することとしており、内部統制会議において適合状況を確認し、自己点検・改善を行っています。

なお、本学の「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況については、ホームページで公表しています。

URL:https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/governance_code/

○リスク低減への取組

内部監査室では、平成26年度から、リスクアプローチ手法を用いて「影響度」「発生頻度・可能性」の2面から4段階でのリスクアセスメントを毎年度末に実施し、その結果を翌年度の内部監査計画に反映しています。令和4年度末のリスクアセスメントにおいては、大学の諸活動の安全性・健全性を保つためのリスクが高いと判断するリスク項目を58項目から69項目に見直し、令和5年度の内部監査計画に反映しています。

以上のように、内部統制会議を中心としたPDCAサイクルや「国立大学ガバナンス・コード」への適合状況の確認等により、継続的に内部統制体制の実効性の確認と見直しを行い、法人業務の適正性の確保に努めています。

山口大学における 内部統制推進体制

